

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１２項の規定により、平成２２年度定期監査の結果に基づき講じた措置について富津市長から通知があったので公表する。

平成２３年５月２４日

富津市監査委員	高橋	聖
富津市監査委員	高橋	謙治

措置の内訳

○ 平成22年度 第1回定期監査

対象部局	監査結果	措置状況
総務部 総務防災課	郵券の調達について 資金前途で購入した郵便切手が、平成22年4月1日現在における繰越残数として、約82万円の手持ちとなっている。これは前年度末に通信運搬費の予算消化を行ったものと推測されるため是正されたい。	毎年、各部署より切手の請求があるため、手持ちとして保管している。 今後の切手購入に当たっては、必要量の把握徹底を図り、次年度に過量の繰越しが生じないように購入します。
市民部 市民課	直接収納現金について 窓口事務において取り扱う手数料については、富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに指定金融機関等に払込むよう改善されたい。 また、当該調定に当たっては、同規則第28条第2項の帳票類の添付及び第29条第1項に規定する調定として整理する時期を遵守されたい。	平成22年12月からの手数料調定にはレジスター出力による集計表を証憑書類として添付し、払込期日についても富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに納入するなど事務改善を図りました。
天羽行政センター	直接収納現金について 窓口事務において取り扱う手数料については、富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに指定金融機関等に払込むよう改善されたい。 また、当該調定に当たっては、同規則第28条第2項の帳票類の添付及び第29条第1項に規定する調定として整理する時期を遵守されたい。	平成23年5月からの手数料調定にはレジスター出力による集計表を証憑書類として添付し、払込期日についても富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに納入するなど事務改善を図りました。
課税課	1 窓口事務手数料の調定について 窓口事務において取り扱う手数料の調定に当たっては、富津市財務規則第28条第2項の帳票類の添付をされたい。	平成23年4月からの手数料調定にはレジスター出力による集計表を証憑書類として添付し、払込期日についても富津市財務規則第36条第1項に規定する期日までに納入するなど事務改善を図りました。
	2 郵券の管理について 通信運搬費で購入した郵便切手受入れの記載漏れや残数に誤りが確認された。受払簿及び保管場所の整備をし、適正な管理をされたい。	受払簿の記録漏れや残数誤りについては、今後担当者が受払時に記録、押印をし、課長が確認をします。 また、保管場所については、課税台帳等保管する施設可能な場所に保管しました。
納税課	郵券の管理について 通信運搬費で購入した郵便切手受入れの記載漏れや残数に誤りが確認された。受払簿及び保管場所の整備をし、適正な管理をされたい。	受払簿の記録漏れや残数誤りについては、今後担当者が受払時に記録、押印をし、課長が確認をします。 また、保管場所については、施設可能な場所に保管しました。
会計課	支出負担行為の確認について 富津市財務規則第82条第3項の支出負担行為確認済印は、支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び債務が確定していることを確認した時に押されるものであるが、債務の確定日前の日付けで押印されている事例が散見されるので留意されたい。	平成22年12月1日から支出負担行為確認済印は、債務が確定していることを確認した時点(支出票審査)で、押印しています。